

利益相反管理に係る方針の概要

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）を含むモルガン・スタンレー・グループは、お客様に卓越した金融商品およびサービスをご提供することはもちろん、お客様に対し常に誠実であり、お客様を大切にする姿勢を忘れないことが、私どもが世界のお客様に第一に選ばれる総合金融サービス企業を目指す上で重要であると考えます。

私どもは、業務に際してお客様の利益が不当に損なわれることがないよう、モルガン・スタンレーのグローバル・ポリシーおよび適用法令に従って、当社またはグループ会社とお客様の利益が相反するおそれのある取引を適切に管理致します。

1. 利益相反のおそれのある取引／場合の類型および具体例

お客様と当社またはグループ会社の利益が相反するおそれのある取引／場合の類型およびその具体例としては、例えば次のようなものが挙げられます。

お客様と当社またはグループ会社の利害が対立する可能性がある取引／場合

- ・当社が運用を受託している口座に、グループ会社が発行・引受・組成する有価証券（ファンド等を含む）を組入れる場合
- ・当社が運用を受託している口座における有価証券の取引の発注先がグループ会社である場合
- ・当社が他の商品に比べて多額の手数料又は報酬を得る商品を優先して勧誘又は推奨する場合
- ・モルガン・スタンレーがそのグループ会社で有する、お客様の地位、戦略又は取引行為に関する情報をを利用して取引を行う場合

当社またはグループ会社のお客様同士の利害が対立する可能性がある取引／場合

- ・当社がある有価証券について、一方のお客様には買いの助言を行い、もう一方のお客様には売りの助言を行う場合
- ・モルガン・スタンレーのお客様同士で取引の約定を競う場合や投資機会の配分若しくはリサーチ・アナリストへのアクセス等について優先的取扱を希望するお客様が複数存在する場合
- ・モルガン・スタンレーのお客様同士の間で、同じ証券を反対サイドに立って取引を行う

場合、または同一の証券の発注を複数のお客様が行う場合

お客様と当社またはグループ会社の従業員との間の利害が対立する可能性がある取引／場合

- ・当社/グループ会社へまたは関与する当社/グループ会社の従業員への報酬の体系・アレンジやインセンティブの付与であって、ある特定の証券または取引をお客様に推奨または提案するか否かに影響を与える可能性があるもの
- ・個人的な取引、社外のビジネス活動（他の会社の役員になることを含む。）または投資であって、お客様もしくは当社/グループ会社との間で利害が対立する可能性があるものを行う場合
- ・当社/グループ会社の従業員の地位に基づき、当社が取引関係を現時点で持つあるいは将来持つ可能性がある個人または団体から特別な利益を受け取ること
- ・当社/グループ会社がビジネスを行なうとする個人または法人との間で、その価値や頻度において不適切な誘因行為と見られるおそれのある贈答又は接待を行なうまたは受け取ること

なお、上記は、当社またはグループ会社とお客様の利益が相反するおそれのある取引/場合の類型およびその例を一般論として列挙したものにすぎません。後に述べますように、当社およびグループ会社は、そのような利益相反が発生しないよう、または、利益相反によりお客様の利益が不当に損なわれることがないよう、適切な利益相反管理を導入し実施しております。すなわち、当社またはグループ会社とお客様の利益が相反するおそれのある取引の類型に該当する場合であっても、お客様の利益との相反が実際に生じるとは限らず、また、必ずしもお客様の利益が害されるものではありません。

2. 利益相反管理の対象となる会社

当社は、日本の金融商品取引法令に従って、当社に加えて日本におけるグループ会社であるモルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社、モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社等が関わる取引を利益相反管理の対象とします。また、モルガン・スタンレーのグローバル・ポリシーに従って、モルガン・スタンレー・グループの海外の関係会社等が行なう取引についても、適宜、利益相反管理の対象と致します。

3. 利益相反管理の方法

利益相反のおそれのある取引の利益相反管理にあたっては、取引の特性等に応じ、①対象

取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法、②対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法、③対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法、④対象取引に伴って当該お客様の利益が害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法、または⑤その他の方法により、お客様との利害を適切に調整致します。上記①から⑤の方法は、単独または重複して用いることがあります。

4. 当社における利益相反管理体制

利益相反のおそれのある取引は、当社社内規程およびモルガン・スタンレーのグローバル・ポリシーに基づき、所定の手続に従って抽出・特定され、上記の利益相反管理の方法により管理されます。利益相反管理に関する全社的な管理態勢については、内部管理統括責任者が利益相反管理統括部署として、営業部門から独立して統括致します。法務・コンプライアンス部は、定期的に対象取引の利益相反管理状況等の報告を受ける等により、対象取引の特定、利益相反管理の方法を含めて適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制につき見直し等を行ないます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社